

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和6年9月11日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	3件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2400022号
厚生局事案番号 : 北海道(国)第2400004号

第1 結論

昭和61年3月から昭和62年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和61年3月から昭和62年3月まで

昭和62年3月頃にA市で国民年金の加入手続を行った。その後、昭和62年11月に、B社会保険事務所(当時)から催告状が届いたので、国民年金保険料をまとめて納付した。

しかし、年金記録では、国民年金保険料が未納であるとの記録になっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A市に居住していた昭和62年11月に、B社会保険事務所から催告状が届いた際、催告状に記載されていた国民年金保険料9万8,680円を支払うことが無理に思えて、支払わないでおこうと思っていたものの、昭和63年4月にC市に転居した後に、同居していた請求者の母に強く勧められたことから、請求期間に係る国民年金保険料を一括して納付したと述べている。

しかしながら、請求者は、上記の催告状については所持しているものの、請求期間の国民年金保険料に係る領収書等の資料を所持していない上、保険料を納付した時期及び場所並びに保険料の納付方法について具体的に記憶していない。

また、請求者は、請求期間の国民年金保険料に係る納付書の入手方法について記憶しておらず、納付書の手配を請求者の母が行った可能性がある旨述べているものの、請求者の母は病氣療養中であることから、当時の状況を確認することができない。

さらに、請求者は、昭和63年10月29日に16万3,576円を払い戻していることが確認できるD資料及び昭和63年11月に支払う予定のメモとする資料の写しを提出しているところ、当該メモの表面には「11月分」及び「年金 7,300」、裏面には「年金 110,000」との記載が確認できるが、これらの金額は、当時の1か月分の国民年金保険料及び請求期間に係る保険料といずれも一致していない上、昭和63年11月の時点において、請求期間のうち昭和61年3月から同年9月までの保険料は時効により納付することができないことから、請求期間に係る保険料を一括して納付したとする請求者の主張と符合しない。

加えて、オンライン記録によると、請求者の請求期間に係る国民年金保険料の納付記録が取り消されているなどの不自然な事務処理が行われた形跡は見当たらない。

このほか、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2400019号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2400035号

第1 結論

請求期間①、②及び③について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和57年5月から同年11月まで
② 昭和58年4月から同年11月まで
③ 昭和59年4月から同年11月まで

請求期間①、②及び③について、A社が管理運営しているB事業所で季節労働のC職として勤務していたが、年金記録によると、厚生年金保険の加入記録がないので、全ての請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の被保険者記録によると、請求者は、請求期間②及び③の一部において、A社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、当該事業所は、請求期間①、②及び③当時の資料がないため、請求者の勤務実態、厚生年金保険に係る届出及び請求者の給与から厚生年金保険料を控除していたか否かについて、いずれも不明であると回答している上、昭和58年4月以後、季節労働者の給与計算をしていたとする同僚は、毎年、請求者と同じく季節労働者であった者が多数いたが、季節労働者については、雇用保険に加入させていたものの、厚生年金保険は本人の希望を確認して加入させるか否かを決めており、同保険に加入させていない期間の厚生年金保険料は控除していない旨回答している。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票(以下「被保険者原票」という。)及びオンライン記録により、請求期間①、②及び③に係る昭和57年4月から昭和59年11月までの間に被保険者資格を取得していることが確認できる33人のうち、生存及び所在が確認できた19人に照会し10人(上述の季節労働者の給与計算をしていたとする同僚を含む。)から回答を得たところ、このうち、昭和58年、昭和59年及び昭和60年において季節的に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、自身は昭和55年頃から季節労働者として勤務していたが、当初は厚生年金保険に加入しておらず、同保険に加入していない期間の厚生年金保険料は控除されていなかったと回答している。

さらに、上記の昭和57年4月から昭和59年11月までの間に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる33人に係る雇用保険の被保険者記録を確認したところ、昭和55年頃から季節労働者として勤務していたと回答している者を含む多数の同僚について、請求者と同様、複数年にわたり、厚生年金保険には加入せず、雇用保険のみに加入していた状況が確認できる。

これらのことを踏まえると、請求期間①、②及び③当時、当該事業所では、必ずしも季節労働者

の全員を厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったものと考えられる。

加えて、当該事業所に係る被保険者原票に請求者の名前はなく、健康保険の整理番号に欠番もないことから、請求者の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、D市が作成した国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、請求者は、請求期間①、②及び③に係る国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる上、同市は、請求者が請求期間①、②及び③において継続して国民健康保険の被保険者であった旨回答している。

このほか、請求者の請求期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2400021号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2400036号

第1 結論

- 1 請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。
- 2 請求期間②について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和58年3月16日から同年3月25日まで
② 昭和60年10月19日から同年12月27日まで

昭和58年3月25日から昭和60年12月26日までA社のB支店に勤務していたが、年金記録では、同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和58年3月16日、同資格喪失日が昭和60年10月19日となっている。

請求期間①は、A社に入社する前であることから厚生年金保険の被保険者期間を取り消し、請求期間②は、同社に継続して勤務していたので同保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①及び②当時のA社の事業主は、平成10年頃に同社の事業を譲渡する際、従業員名簿及び賃金台帳等の資料は、引き続き同社(平成10年11月以降はA'社)において保管したが、事業譲渡後は同社の経営に携わっていない旨回答しているところ、商業・法人登記簿謄本により、同社は平成15年3月31日に解散し、清算手続も終了していることが確認できる上、オンライン記録によると、同社は平成16年3月25日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できることから、請求者の請求期間①及び②に係る請求内容について確認することができない。

また、当該事業所に係る商業・法人登記簿謄本により、事業を譲渡したとされる平成10年以後に取締役又は清算人であったことが確認できる者のうち、生存及び所在が確認できた二人に対し、当該事業所の資料の保管状況について照会したところ、このうち取締役であった一人は、他社に外向していたため分からない旨回答し、取締役及び清算人であった者は、当該事業所は平成16年3月18日に清算終了し、法律の規定に従い、10年間の保存後、全ての書類を廃棄した旨回答していることから、請求者の請求期間①及び②に係る請求内容について確認できる関連資料を得ることができない。

さらに、請求期間①及び②当時の事業主は、当時の厚生年金保険と雇用保険の届出について、従業員の入社及び退社に関する届出を同時に行っていたと回答しているところ、請求者に係る雇用保険の被保険者記録は、昭和58年3月16日に被保険者資格を取得し、昭和60年10月18日に離職しており、厚生年金保険の被保険者記録と符合していることが確認できる。

加えて、請求者は、請求期間①及び②当時の上司及び仕事の内容や雇用形態が同じであった同僚

の合計3人の名前を挙げているところ、オンライン記録及び当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、請求者が名前を挙げた3人と考えられる者の厚生年金保険及び雇用保険の被保険者記録は、請求者と同様、いずれも符合していることが確認できる。

- 2 上記第3の1のほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険被保険者資格の有無について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

- 3 上記第3の1のほか、請求者の請求期間②における請求内容について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。